

## 緊急事態宣言解除後における 地域経済対策に係る緊急提言

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき1月に発出された「緊急事態宣言」は、3月21日に全て解除された。

この間、町村においては、住民の命と健康を守るため、国や都道府県、都市自治体と連携し、医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の早期構築等、総合的な対策を強力に進めてきたところである。

しかしながら、東京圏4都県をはじめ各地で依然として予断を許さない厳しい状況が続き、新規感染者数の下げ止まりや再拡大の傾向が見られる地域もあり、今後変異株等による新たな感染拡大の波も懸念されることから、手を緩めることなく徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。

また、昨年来、コロナ禍が町村部の地域経済に及ぼした影響は甚大なものとなっており、緊急事態宣言対象地域だけでなく、緊急事態宣言の対象とならなかった地域においても、飲食店や関連事業者、宿泊・観光業者をはじめ様々な業種が危機的な状況や困難な状況に陥っている。

このため、国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食店以外の業種においても、実効性のある地域雇用対策を公平に講ずるよう強く要望するものである。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言対象地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大で影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支援できるようにするとともに、一時支援金については、支給額の上限を引き上げるとともに、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、要件の緩和等を行うよう求める。

また、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み等の期限及び償還期間等の延長や返済猶予など、資金繰り支援を強化するよう求める。

令和3年3月24日

全国町村会長  
荒木泰臣